

< 労農記者クラブ提供 >

大阪労働局発表
令和6年12月25日

報道関係者 各位

【照会先】
労働基準部 監督課
電話 06 (6949) 6490

時間外労働には 36（サブロク）協定が必要です

～ み（3）んなで、む（6）すぼう！36協定～

大阪労働局（局長 志村 幸久）では、大阪府との「いわゆるブラック企業の撲滅に向けた共同宣言」に基づき、令和7年1月15日から2月14日までを「36協定締結周知期間」として設定し、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）の適正な締結、労働基準監督署への確実な届出に向けた取組を行います。

働き方改革関連法の柱の1つである「時間外労働の上限規制」は、企業の規模にかかわらず適用されています。事業者・労働者の皆様方におかれましては、時間外労働の上限規制に御対応いただくため、時間外労働・休日労働を36協定の範囲内としていただきますようお願いいたします。

1 キャッチコピー

「時間外労働を行うには 36（サブロク）協定が必要です。」
～ み（3）んなで、む（6）すぼう！36協定～

2 実施期間

令和7年1月15日（水曜日）から
令和7年2月14日（金曜日）まで

3 主催

大阪府・厚生労働省大阪労働局

4 具体的な取り組み

- 周知期間に先立ち、大阪府知事と大阪労働局長が連名で労使団体に協力を要請
- 各労働基準監督署の労働時間相談・支援コーナーの相談窓口での周知啓発
- 電子申請の利用促進



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

2014 大阪府もずやん

【36協定の締結・届出のポイント】



36協定とは

労働基準法では、

- ・ 1週間40時間、1日8時間の労働時間の上限
- ・ 1週間に1日、または4週間を通じて4日以上の日を与えることを規定しています。

この労働時間の上限を超えて**残業（時間外労働・休日労働）**させる場合は、事前に、「**36協定**」（労使協定）を締結し、**労働基準監督署長**に届け出る必要があります。

36協定の締結

36協定は、「使用者」と「**労働者の過半数代表者**」とが締結します。労働者の過半数代表者は、**民主的な方法で選出**された労働者で、**管理監督者でない者**（監督又は管理の地位にない者）である必要があります。

36協定の内容

36協定で定める**時間外労働時間**には、**罰則付きの上限が設けられています**。**時間外労働の上限（「限度時間」）は、月45時間、年360時間**となります。36協定の締結に当たっては、「**36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針**」（平成30年厚生労働省告示第323号）に定める事項に留意してください。

36協定の電子申請

労働基準監督署への届出は、**電子政府の総合窓口「e-Gov」（イーガブ）**により**電子申請が可能**です。これなら労基署に出向かなくても、いつでも申請できます。厚生労働省のサイト「**労基法等 電子**」を検索してください。

36協定の周知

36協定は、作業場の見やすい場所への掲示や備え付け、書面の交付などの方法により、労働者に周知する必要があります。

適用猶予事業・業種の36協定の様式変更

建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師等については長時間労働の背景に、業務の特性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限規制の適用が平成31年（2019年）から5年間猶予されていましたが、その間に課題の改善に取り組み、**令和6年（2024年）4月**から適用が開始されました。これに伴い、これらの事業・業種の**36協定の様式が変更**されています。